

四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者募集要項

1 募集の趣旨・目的

四條畷市では、要介護者や認知症高齢者が今後も増加することが見込まれることから、介護を必要とするようになって、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、介護保険施設等の基盤整備を計画的に進めています。

本募集は、第9期四條畷市介護保険事業計画において、四條畷市内に整備する以下の事業について事業者を公募するものです。

2 募集する事業種別等

事業種別	事業所数	規模	整備圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1箇所	—	四條畷 第1～3圏域

3 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 国又は地方自治体若しくは本市から資格停止措置等を受けていないこと。
- (5) 介護保険法第70条第2項各号、第78条の2第4項各号、第94条第3項各号、第115条の2第2項各号、第115条の12第2項各号のいずれにも該当していないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 介護保険施設等の運営を直接行う事業者であること。
- (8) 大阪府内で介護保険事業の実績が2年以上ある事業者であること。
- (9) 特別な事情がない限り、令和7年度からサービスの提供が見込めること。
- (10) サービスを実施する土地・建物が確保されているか、又はその見込みがあること。なお、昭和56年以前の旧耐震基準による建物を改築しての応募

は原則として認めない。

- (11) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 欠格事由

応募のあった事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に定める手続を遵守しない場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 二次審査（プレゼンテーション）の得点が6割に満たなかった場合
- (5) 審査期間中から契約締結までに、四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合
- (6) (1) から (5) に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

5 応募に係る提出書類

正本1部、副本7部（コピー可）の計8部を提出してください。計画図面以外は、原則A4サイズで作成してください。

- (1) 応募申請書 (様式1)
- (2) 事業計画書 (様式2)
- (3) 運営方針 (様式3)
- (4) 介護関連事業の運営実績調書 (様式4)
- (5) 資金計画書 (様式5)
- (6) 計画図面 (A3サイズでも可能)
- (7) 現況写真 (任意様式)
- (8) 法人定款 (最新のもの)
- (9) 法人の履歴事項全部証明書 (正本：直近3か月以内に発行されたもの)
- (10) 土地・建物の履歴事項全部証明書 (正本：直近3か月以内に発行されたもの)
- (11) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写し

※契約締結前の場合は確約書に類する書面の写し

- (12) 納税証明書【法人税・法人市民税】 (正本：直近1か年分)
- (13) 貸借対照表、収支決算書その他財務状況がわかる書類 (直近1年分)
- (14) パンフレット等参考資料 (任意様式)

※ 全体の目次を最初のページに付けてください。

※ 項目ごとに書類番号のインデックスを付けてください。

※ 提出書類は左閉じで穴を開けて、フラットファイルに綴じてください。

- ※ 上記のほか、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。
- ※ 提出書類は、介護保険施設等の基盤整備事業者の審査以外の目的には使用しません。

6 応募手続き

(1) 応募受付

必要書類配布開始：令和6年11月1日（金）

提出期限：令和6年11月21日（木）

（ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時）

提出方法：高齢福祉課まで応募に係る提出書類全てを持参してください。

※郵送等による提出は認めません。

(2) 応募に関する質問

応募に関する質問がある場合は、質問票（様式6）をWord形式で電子メールにて提出すること。

受付日時：令和6年11月11日（月）午前9時～12時まで

kourei@city.shijonawate.lg.jp（高齢福祉課）

※受信確認のため、送信した直後に高齢福祉課あてに必ず架電すること。

高齢福祉課 072-877-2121（内線685）

回答日：令和6年11月13日（水）

回答方法：提出された質問と回答を取りまとめて、ホームページに掲載。

7 審査及び整備事業候補者の選定方法

参加事業者について、事務局が一次審査として選考関係書類から参加資格要件等の確認を行い、四條畷市介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定委員会（以下「委員」という。）が二次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングの内容を「四條畷市 介護保険施設等の基盤整備に係る事業者選定評価基準」に基づき、評価・採点し審査の合計得点が最も高い事業者を整備事業候補者とする。

(1) 一次審査（資格審査及び書類審査）

事務局において、参加資格要件及び提出書類の不備等の客観的な審査を行います。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

応募に係る提出書類の記載内容に基づき、プレゼンテーションを行い、選定委員会からのヒアリングを受けるものとする。

①日時・場所（予定）

令和6年12月9日（月） 四條畷市役所内

※詳細は一次審査結果通知の際にお知らせします。

②出席者

3名まで

※事業者の職員でない者（コンサル等）は出席不可とする。

③実施時間

準備、プレゼンテーション、委員からのヒアリング（約10分以内）を含め計30分以内とする。

④その他

提出書類をもとに説明することとし、プロジェクター及びスクリーン等の使用は認めない。

8 選定結果の通知及び選定後の手続について

応募者に対し、事業者選定の結果を文書で通知します。具体的な手続については、選定後に別途お知らせします。

※ 整備事業候補者が辞退等された場合に備え、次順位の事業者について補欠の登録をさせていただきます。整備事業候補者が辞退された場合は、補欠事業者の事業実施可否について、選定委員会で協議のうえ当該補欠事業者を新たに選定事業者とします。

9 留意事項

- (1) 応募に当たっては、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守すること。
- (2) 提出物の提出後においては、再提出及び差替えは認めない。
- (3) 提出物の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (4) 情報公開の請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する。
- (5) 受付後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 整備事業候補者として選定された場合も、介護保険法上の事業者の指定を確約するものではありません。
- (7) 選定後の権利譲渡等は認めません。

10 問い合わせ先

四條畷市健康福祉部 高齢福祉課

所在地：〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
電話番号：072-877-2121（内線 685）
メール：kourei@city.shijonawate.lg.jp
担当：萩原・濱口